

「犬又はねこの引取りに係る手数料の有料化」についての パブリックコメントの実施結果と今後の対応について

公園自然課

1 募集期間

平成18年12月21日～平成19年1月9日

2 意見応募件数

意見総数：51件（うち市町村4件、個人47件）

（県内・県外別）

県内	県外	不明
41	9	1

3 意見概要等

（1）有料化に対する賛否

賛成：34 反対：4 不明：13

県内（41）		
賛成	反対	不明
26	4	11

県外（9）		
賛成	反対	不明
7	0	2

不明（1）		
賛成	反対	不明
1	0	0

（2）意見分類（延べ数）

有料化とその目的・影響について	金額について	その他
54	22	49

（3）主な意見と考え方

意見の概要	意見に対する県の考え方
遺棄の増加が懸念される 〔18件〕	既に引取り手数料を導入している自治体では、有料化による遺棄の増加は認められず、本県においても、遺棄される犬やねこが増えないよう、啓発に力を入れていくこととしています。
手数料を高く設定すべき 〔11件〕	遺棄増加への懸念、算定経費及び各県の手数料水準を考慮し、案のとりの金額とします。
所有者であるかないかの証明が困難（虚偽の申告をする人が出てくる） 〔9件〕	原則、引取り依頼者の申告内容を信頼して引取りを行います。虚偽の申告が疑われる場合は、可能な限り確認を行い、虚偽であることが確認された場合は、厳正に対処します。
生後日数に関わらず、一律の金額とすべき。 〔6件〕	子犬及び子ねこに係る経費は成犬及び成ねこと比較して低いため、案のとりの金額とします。
所有者であるなしに関わらず、全て有料化にすべき 〔4件〕	引取りの直接の原因を作っていない所有者ではない者からの引取りについては、有料化すべきではないと考えます。

4 今後の対応

（1）当初設定案に沿った鳥取県手数料徴収条例一部改正案を2月県議会に付議する。（周知期間も考慮し、施行期日は、平成19年10月1日とする。）

（2）引取り手数料の有料化にあわせて、動物の遺棄防止や終生飼養などの動物の愛護精神向上や適正飼養管理に係る普及啓発に努めることとする。